

令和4年度第2次補正予算
商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金<一般型>

※必ず公募要領を確認してから、申請準備を開始してください。

◆申請書類の内容確認・相談・様式4「事業支援計画書」発行について

京都商工会議所では、京都市内（旧京北町除く）の事業者の方々を対象に、標記補助金の申請に必要な様式4「事業支援計画書」の発行にあたり、申請書類の内容確認・ご相談を、以下により各ビジネスサポートデスク（末尾に一覧表掲載）で対応しています。

※以下の流れに沿って申請書類をご準備の上、各地域担当のビジネスサポートデスクにご相談ください。

◆申請書類作成の流れ

ページ番号は公募要領(第10版:2023年9月12日)参照

ステージ① 本補助金の制度内容の確認

◇補助金事務局のウェブサイト掲載の公募要領をよくお読み頂き、制度内容を確認してください。

- (1) 「重要説明事項（申請にあたっての注意点）」（P3～4）を読んで理解した。
- (2) 補助対象者（P5～7）、補助対象事業（P7）の要件に合致している。
- (3) 補助事業は、**交付決定後から着手するもの**であり、補助対象期間内に終了（支払いを含む）するものである。**※第14回の補助事業実施期間は、交付決定日～2024年8月31日（土）まで。**
- (4) 【電子申請希望者のみ】「G ビズ ID プライムアカウント」を取得している。
（郵送申請者は減点調整あり:P27）※暫定 G ビズ ID プライムアカウントでは申請できません。

ステージ② 様式2「経営計画書兼補助事業計画①」、様式3「補助事業計画書②」の作成に着手

◇補助金事務局のウェブサイト「各種様式ダウンロード」から必要な書類をダウンロードし、申請書類を作成してください。

- (1) 様式2「経営計画書兼補助事業計画①」は、「審査の観点」（Ⅰ.基礎・Ⅱ.書面・Ⅲ.加点審査）（P26-30）を踏まえたものになっている。
- (2) 様式3「補助事業計画書②」のⅡ.経費明細表に記載の経費は、補助対象経費の内容に合致している（P14-22）。
- (3) 申請書の記載例（様式2・様式3）が掲載されていますので、併せてご参照ください。

ステージ③ 作成した各様式のセルフチェック（申請準備が8割程度進んだ）

- (1) 申請に必要な様式・添付資料を認識している。
（『応募時提出資料・様式集』1.全申請者が必須の提出書類（P2-3）、2.希望する枠・特例により追加的に必要となる書類一覧（P18-19）、3.希望する加点により追加的に必要となる書類一覧（P27）、4.その他（P29）※いつでも揃えられる状態である。
- (2) 様式2の[補助事業計画]の内容は、様式3[Ⅱ.経費明細表・Ⅲ.資金調達方法]と連動している。
- (3) 様式3のⅡ.経費明細表の「内容・必要理由」「経費内訳」「補助対象経費」が記載され、補助金交付申請額が正しく計算されている。
※補助対象経費の「③ウェブサイト関連費」は、補助金交付申請額合計の1/4が上限です。
- (4) 様式5「補助金交付申請書」の下記項目について確認している。
 - ①補助対象経費における消費税の取り扱いについて。（『参考資料』P10）
◆課税事業者は「税抜」額 ◆免税事業者・簡易課税事業者・2割特例事業者は「税込」額が選択可
 - ②「収益納付」の内容及び、その有無について。（『参考資料』P11）

次頁「ステージ4」に続く

ステージ④ 申請準備がほぼ完了

- (1) 申請に必要な提出資料は全て揃っている。
(『[応募時提出資料・様式集](#)』P2-3,P18-19,P27,P29)
- (2) **賃金引上げ枠・卒業枠・インボイス特例の申請者**は、補助事業終了時点で各要件を満たさない場合は、交付決定後であっても補助金の交付が行われないことを理解している。(P8-12)

申請書類が準備できましたら、各地域担当のビジネスサポートデスク（末尾に連絡先掲載）までお電話でご連絡の上、ご来所ください。

◆申請書類の相談および様式4「事業支援計画書発行」依頼について

- ・本補助金の申請にあたって、京都商工会議所が発行する様式4「事業支援計画書」の添付が必須です。
- ・『[応募時提出資料・様式集](#)』(P2-3,P18-19,P27,P29)を参照頂き、該当する「提出資料」を確認し、各書類2部をご準備ください(京都商工会議所確認用1部、ご自身用の控え用1部)。
- ・申請要件を満たしていることを確認後、様式4「事業支援計画書」を発行致します。
※**即日発行やオンラインでの発行には対応しておりません。**
※補助金申請に当たり、様式4「事業支援計画書」を添付し、必要な申請書類一式を**補助金事務局（商工会議所地区）**まで電子申請、もしくは補助金事務局（東京）まで郵送により申請してください。

＜様式4「事業支援計画書」の受付締切＞ **第14回：原則2023年12月5日（火）**

※**相談は申請事業者の方（代表者・役員・従業員）のみ**とさせていただきます。申請事業者の代理人のみの相談は受け付けておりません。予めご承知おき頂きますようお願い申し上げます。

＜申請締切＞ **第14回：2023年12月12日（火）**

※電子申請の場合は23：59まで、郵送の場合は当日消印有効

◆申請書類の内容確認・相談・様式4発行依頼などの相談窓口

公募要領をよくお読みいただき、必要な申請書類をご準備の上、ご相談のご連絡をお願い致します。

※各ビジネスサポートデスクの開所時間は、**平日9時～17時まで**です。

＜担当行政区：上京区、中京区、下京区、東山区、山科区＞

ビジネスサポートデスク ☎075-341-9790

＜担当行政区：北区、左京区＞

洛北ビジネスサポートデスク ☎075-701-0349

＜担当行政区：右京区、西京区＞

洛西ビジネスサポートデスク ☎075-314-8771

＜担当行政区：南区、伏見区＞

洛南ビジネスサポートデスク ☎075-611-7085

各ビジネスサポートデスクへのアクセスは以下のサイトをご覧ください。

<https://www.kyo.or.jp/kyoto/kyosho/information.html>